

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/1/15号 (No. 559)

=====

【ジェットロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・香港事務所では、「2024年全国知識産権局局長会議」の概要紹介」と題する記事を作成しました。

本記事は、1月4日に北京で開催された「全国知識産権局局長会議」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○【香港発中国創新IP情報】「2024年全国知識産権局局長会議」の概要紹介

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240108_1.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

【ジェットロ北京事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・北京事務所では、「国家知識産権局、「非伝統商標の識別性」及び「商品及び役務分類」のガイドラン並びに「団体商標、証明商標登録及び管理規定」を公表」と題する記事を作成しました。

本記事は、2023年12月29日及び2024年1月2日、国家知識産権局が公表した「非伝統商標が備えるべき識別性ガイドライン」、「商標登録用の商品及び役務分類の正しい解釈に関するガイドライン」及び「団体商標、証明商標登録及び管理規定」の概要を紹介するものとなります。

○【北京発中国創新IP情報】「国家知識産権局、「非伝統商標の識別性」及び「商品及び役務分類」のガイドラン並びに「団体商標、証明商標登録及び管理規定」を公表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240108_2.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・北京事務所 知的財産部

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: PCB-IP@jetro.go.jp

○ 法律・法規等

1. 海南省、知的財産権の重大信用喪失者に対する管理弁法を公表(海南省人民政府公式サイト 2024年1月11日)

2. 甘肅省、知的財産権信用管理規定を制定＝健全なビジネス環境構築へ(中国保護知識産権網 2024年1月4日)

3. 北京市知識産権局、中小企業集積発展エリアの認定と管理弁法を発布(国家知識産権網 2024年1月3日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、データ知的財産権の試行地域を拡大 9省市が新たに追加(中国保護知識産権網 2024年1月8日)

2. 全国知識産権局局長会議が北京で開催(中国政府網 2024年1月5日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京市海淀区に国内初の営業秘密保護サービス連盟設立(中国保護知識産権網 2024年1月10日)

【華東地域】

2. 上海市、主要インターネット企業 17社と共同ガバナンスの枠組みで協力へ=(国家市場監管総局公式サイト 2024年1月5日)

3. 江蘇省知識産権局、高価値専利育成活動規範の実施指南を発布(国家知識産権網 2024年1月3日)

【華南地域】

4. 広東と香港が企業競争コンプライアンスガイドブックを発行(広東省市場監督管理局 Wechat 公式サイト 2024年1月10日)

○ 司法関連の動き

1. 江蘇省、営業秘密侵害刑事事件の取り扱いに関するガイドラインを公表(中国保護知識産権網 2024年1月9日)

2. 海南自由貿易港知識産権法院、設立三周年で成果を報告(海南省人民政府公式サイト 2024年1月6日)

3. 最高検察院、6件の著作権侵害犯罪の典型的事件を発表(最高人民検察院公式サイト 2024年1月5日)

4. 広州知識産権法院が技術調査官制度シンポジウムを開催(中国法院網 2024年1月3日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華南地域】

1. 深セン税関、知的財産保護で大規模押収＝「龍騰行動」による成果(中国保護知識産権網 2024年1月8日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国企業、太陽電池関連特許で世界一(中国保護知識産権網 2024年1月8日)
2. 中国、5G 産業チェーンの特許ポートフォリオに関する報告書を発表(中国知識産権研究会公式サイト 2024年1月4日)

○ 統計関連

1. 北京、草木の植物新品種が全国最多 600件を超える(中国保護知識産権網 2024年1月9日)
2. 中国の特許登録、2023年に15.4%増の92万1000件(中国法院網 2024年1月8日)
3. 中国、特許の平均審査期間は16カ月に短縮(中国政府網 2024年1月4日)

○ その他知財関連

1. 中国知識産権研究会、標準必須特許の認定方法と知的財産侵害損害賠償評価方法の団体標準を発表(中国知識産権研究会公式サイト 2024年1月6日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 海南省、知的財産権の重大信用喪失者に対する管理弁法を発表★★★

2023年12月28日、海南省知識産権局、省高級人民法院、省市場監督管理局、省版權局など八つの機関が共同で、「海南自由貿易港知的財産権重大信用喪失主体リスト管理弁法(試行)」を発表した。この弁法は、法に基づき知的財産権の重大な信用喪失者に対する懲戒業務の実施を推進するものである。

「管理弁法」は、「海南自由貿易港知的財産権保護条例」第53条に基づいており、知的財産権の重大信用喪失主体リストに記載された主体に対して、「政府投資プロジェクトの受注禁止または制限」や「政府資金支援などの優遇政策の享受禁止または制限」などの制裁措置を実施する。

「管理弁法」によると、県レベル以上の知的財産権行政法執行部門が、管轄区内の該当分野の知的財産権重大信用喪失主体リストの管理業務を担当することが明確にされている。また、人民法院が関連当事者を知的財産権重大信用喪失主体リストに記載すべきと判断した場合、その関連情報、法的文書、法的根拠を管轄権を有する行政法執行部門に移送することが規定されている。この「管理弁法」の実施により、一流のイノベーションとビジネス環境の構築が図られることが期待されている。

(出典：海南省人民政府公式サイト 2024年1月11日)

<https://www.hainan.gov.cn/hainan/5309/202401/51380fd28f5b4c8387c542c2c860505b.shtml>

★★★2. 甘肅省、知的財産権信用管理規定を制定＝健全なビジネス環境構築へ★★★

甘肅省は最近、「甘肅省知的財産権信用管理規定」を制定し、知的財産権分野における信用管理メカニズムの確立と健全化に乗り出した。

この新规定は、「国家知識産権局知的財産権信用管理規定」及び「市場監督管理分野における深刻な違法信用喪失リスト管理方法」に基づいており、甘粛省が長年にわたり特許と商標代理業界の監督管理を行ってきた経験を踏まえて策定された。

規定は、知的財産権信用監督管理の目的、適用範囲、活動の原則、部門の職責を具体的に定めている。また、9種類の知的財産権信用喪失行為や6つの管理措置、深刻な違法信用喪失主体の認定と管理などを明確化している。さらに、信用情報の開示、修正、信用の回復、共同懲戒など、関連制度の細分化が規定されている。これにより、甘粛省内の知的財産権信用システムをさらに整備し、社会全体の信用意識とレベルを高め、信用を基軸とした健全なビジネス環境の構築が進むことが期待される。

(出典：中国保護知識産権網 2024年1月4日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gs/202401/1983346.html>

★★★3. 北京市知識産権局、中小企業集積発展エリアの認定と管理弁法を發布★★★

北京市知識産権局はこのほど、「北京市中小企業知的財産権集積発展エリア認定と管理弁法」を発表した。この新しい「認定と管理弁法」は、科学技術系中小企業の集積エリアにおける知的財産権活動の指導と規範化を強化し、集積発展エリアの認定と管理活動を体系的に進めることを目指している。その主な目的は、核心的な特許技術を持つ多くの知的財産権優位企業を育成することである。

この弁法は7章16条から成り立ち、集積発展エリアの認定と管理の原則、申請の要件と手続き、活動要求、政策支援、管理と評価などを詳細に定めている。中小企業による知的財産権の創造、運用、保護、管理の水準を一層向上させ、北京市が知的財産権強国建設におけるモデル都市としての地位を確立するためのサポートとなることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2024年1月3日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/3/art_57_189495.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、データ知的財産権の試行地域を拡大 9省市が新たに追加★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)は近日、北京市や上海市など既に試験を実施している8つの地域に加え、新たに天津市、河北省、山西省、安徽省、河南省、湖北省、湖南省、貴州省、陝西省の9つの省・直轄市を2024年のデータ知的財産権の試行地域として追加することを発表した。

この通知によれば、試行の過程で「四つの原則」の遵守が求められている。具体的には(1)データの安全性、公共の利益、個人のプライバシーを十分に考慮すること、(2)データの独特な属性と財産権制度の客観的法則を十分に把握すること、(3)データ処理者の労力やその他の投入を十分に尊重すること、(4)データが産業のデジタル化変革と経済の高品質な発展を支える役割を十分に発揮することである。

国家知識産権局は、実践を通じてこのデータ知的財産権の保護規則を絶えず改善し、データ要素の効率的な流通と使用を促進することを目指している。

(出典：中国保護知識産権網 2024年1月8日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202401/1983414.html>

★★★2. 全国知識産権局局長会議が北京で開催★★★

1月4日、北京で全国知識産権局局長会議が開催された。この会議では、2023年の知的財産権に関する主要業務の総括と、2024年の重点任務の配置が行われた。

2024年における知識産権局の重点活動は、以下の8つの方面に焦点を当てることが明らかにされた。

- (1) 知的財産権のマクロ統一計画の全面的な強化。
- (2) 法治保障の全面的な強化と関連する法律法規の制定及び実施の徹底
- (3) 知的財産権の転化・運用の全面的な推進
- (4) 知的財産権保護システムの全面的な整備と、良好なビジネス環境および革新環境の持続的な構築
- (5) 知的財産権公共サービスの効率向上とサービス業の質の高い発展の加速
- (6) 国際協力レベルの全面的な向上、世界知的財産権ガバナンスへの参与
- (7) 知的財産権事業の発展基礎の全面的な強化と、各級知的財産権管理機構の整備強化
- (8) 党の建設と清廉な政治建設の全面的な強化

国家知識産権局の申長雨局長は、2024年において、機構改革を契機に、国際協力をより強力に強化し、知的財産権の源からの保護を基礎とし、知財の創造、保護、管理、サービスを全面的に強化する方針を示した。これにより、中国の知的財産権の保護と発展において新たな局面が切り開かれることが期待されている。

(出典：中国政府網 2024年1月5日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202401/content_6924390.htm

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京市海淀区に国内初の営業秘密保護サービス連盟設立★★★

北京市海淀区において、国内で初めての営業秘密保護サービス連盟が設立された。先日行われた設立式典では、「北京市海淀区インターネット企業営業秘密保護活動ガイドライン」が発表された。

海淀区営業秘密保護サービス連盟は、業界協会、法律事務所、公証役場、鑑定所、認証機関、データセキュリティ会社、パークインキュベータなど32のメンバーにより共同で発起された。この連盟は、専門サービス資源の集積、整合、共有を目的とし、海淀区の企業に対して高水準の営業秘密保護サービスを提供する。

「北京市海淀区インターネット企業営業秘密保護活動ガイドライン」は、営業秘密の保護制度、書類データの管理、人事管理、情報ネットワークの整備、秘密保持、権利保護などの側面から、企業による基準と規範の確立を指導する。また、クラウドコンピューティング、モノのインターネット、ビ

ッグデータなど新技術に適した営業秘密保護システムの整備を支援し、企業の情報保護能力向上に寄与することを目指している。この取り組みは、海淀区の企業がグローバル市場で競争力を保持し発展するための重要な支援となることが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 1 月 10 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/bj/202401/1983500.html>

【華東地域】

★★★2. 上海市、主要インターネット企業 17 社と共同ガバナンスの枠組みで協力へ＝★★★

ネット上の知財侵害などの問題に取り組むために、上海市市場監督管理局は 1 月 3 日、小紅書 (RED)、拼多多 (ピンドウドウ)、京東 (JD.com) など 17 社のインターネットプラットフォーム企業と、共同ガバナンスの枠組みで協力するための「協力共治覚書」を締結した。この動きは、インターネットプラットフォーム企業の健全かつ規範的な発展を促進し、質の高いサービスを提供することを目指している。

覚書には、情報共有、法執行協力、緊急対応、研修交流、コミュニケーション・調停という 5 つの協力メカニズムが含まれている。これにより、市場監督管理局と各企業間での情報の透明性が高まり、迅速な対応や問題解決が期待される。

特に注目されるのは、市場監督管理局は違法行為の典型的な事例や世論などの情報処理データをプラットフォーム企業に提供できるようになる点である。これにより、市場監督管理局はプラットフォーム企業に対する行政指導と注意喚起を強化し、潜在的な違法行為の識別と処理の効率を向上させることが可能になる。

これに対して、企業側は「電子商取引法」、「ネット取引監督管理弁法」などの関連規定に基づき、管理データ、経営データ、消費苦情データなどを市場監督管理局に提供し、プラットフォーム内の経営者基礎データの共有を行うことになる。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2024 年 1 月 5 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2024/art_647138a9434648eab993d13feb9d865b.html

★★★3. 江蘇省知識産権局、高価値専利育成活動規範の実施指南を発布★★★

江蘇省知識産権局が地方基準「高価値専利育成活動規範」(専利＝特許、実用新案、意匠)を実施するためのガイドラインである実施指南を作成し、発布した。

省知識産権局が 2022 年 7 月に地方基準である「高価値専利育成活動規範」発布し、施行した。この地方基準には高価値専利の定義とその育成の全プロセスに関する規範が盛り込まれている。今回発布した実施指南は、地方基準の詳細化、具体化を図ったもので、実施に際する要点と手続きについて実例を以て詳細に説明している。企業や大学などのイノベーターが高価値専利の育成体制を構築し、育成活動を展開する際のガイドラインになるとみられ、地方基準のさらなる普及や専利育成メカニズムの最適化、イノベーションの質の向上などにつながることを期待される。

(出典：国家知識産権網 2024 年 1 月 3 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/3/art_57_189490.html

【華南地域】

★★★4. 広東と香港が企業競争コンプライアンスガイドブックを発行★★★

1月10日、広東省市場監督管理局と香港特別行政区競争事務委員会は、両地域において同時に「広東香港企業競争コンプライアンスガイドブック」の発行を行った。

このガイドブックは、粵港澳大湾区（グレーターベイエリア）の一体化促進を目的とした広東と香港の競争管理当局による最新の取り組みである。ガイドブックでは、中国大陸の「反独占法」と香港の「競争条例」を詳しく分析し、解説した上で、典型的な事例を用いて広東と香港の企業に競争コンプライアンス管理の指針を提供している。この取り組みにより、企業の競争コンプライアンスの支援と指導が行われ、グレーターベイエリアにおける市場の活力と社会的創造力の活性化、さらに一流のビジネス環境整備への貢献が期待されている。

広東省の市場監督管理部門は、1万7000冊のガイドブックを企業に無料で配布する予定である。また、省市場監督管理局の公式サイトにはガイドブックの電子版が掲載され、広範なアクセスが可能になっている。

(出典：広東省市場監督管理局 Wechat 公式サイト 2024年1月10日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/e2PPxsSkEupNUNiWyGCBug>

○ 司法関連の動き

★★★1. 江蘇省、営業秘密侵害刑事事件の取り扱いに関するガイドラインを公表★★★

江蘇省高級人民法院、省人民検察院、省公安庁はこのほど、「営業秘密侵害刑事事件の取り扱いに関するガイドライン」を共同で公表した。これは、国内で初めて省レベルの司法機関が作成した営業秘密侵害刑事事件の処理に関するガイドラインである。

「ガイドライン」では、営業秘密の性質、侵害行為、「情状が深刻」および「情状が特に深刻」の定義、共同犯罪の認定基準などを明確に規定している。さらに、技術的事実の究明方法、鑑定手続き、鑑定意見の審査、公安機関による捜査の立件条件や審査基準、事件の管轄、刑事と民事の結合など、幅広い内容が盛り込まれている。

「ガイドライン」は、刑事手続きにおいて、当事者の権益を十分に保障する方針を示している。権利者の権利行使コストや立証負担を軽減し、法に基づく営業秘密の保護を図ると同時に、犯罪容疑者や被告人の合法的な権益も保護することを目指している。これにより、営業秘密の保護と法的公正の確保が目指されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年1月9日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/symm/202401/1983463.html>

★★★2. 海南自由貿易港知識産権法院、設立三周年で成果を報告★★★

1月5日、海南自由貿易港知識産権法院は設立三周年の記念として記者発表会を開催した。同法院

は過去3年間で1888件の各種事件を受理し、特に昨年は1009件の受理件数を記録し、前年比48.82%の増加を見せた。

海南自由貿易港知識産権法院は、中国で初めて民事、行政、刑事を一体的に取り扱う「三合一」スタイルの知識産権法院である。これまでに1742件の民事事件を審理し、訴額の総額は3.5億元に上る。特に、植物新品種に関する2件の訴訟は、それぞれ2021年の中国法院の典型的な50事例と2022年の中国法院の10大知的財産権事件に選ばれている。

記者発表会では、知的財産権司法保護の10件の典型的な事例が発表された。これらの事例には、訴訟前の行為保全、証拠保全、特許権、商標権、著作権、不正競争、行政処罰、行政復議などが含まれている。これらの成果は、海南自由貿易港知識産権法院が知的財産権の保護と司法の効果的な執行において果たしてきた重要な役割を示している。

(出典：海南省人民政府公式サイト 2024年1月6日)

<https://www.hainan.gov.cn/hainan/5309/202401/27392bfb45854120a84b0b5ac3db80bf.shtml>

★★★3. 最高検察院、6件の著作権侵害犯罪の典型的な事件を発表★★★

最高人民検察院がこのほど、著作権侵害犯罪に関連する6件の典型的な事件を発表した。これらの典型的な事件により、文化発展を規範化し促進する著作権司法保護の積極的な役割が反映されている。

6件の典型的な事例には、視聴覚作品や図書などの伝統的な領域だけでなく、組み立て玩具やマーダーミステリーゲームなどのクリエイティブ産業に関連するものも含まれている。最高検知的財産権検察弁公室の責任者によると、昨年1月から11月までの期間に全国の検察機関が提訴した著作権侵害犯罪の容疑者は2500人を超え、前年同期比で1.7倍の増加を見せている。

今後、検察機関は映画、図書、音楽などの伝統的な領域での著作権保護を強化するとともに、コンピューターソフトウェアやデジタル著作権、文化クリエイティブなどの新技術、新業態における重点課題に焦点を当てる方針である。また、総合的な業務遂行に努め、著作権管理当局との横断的な協力を推進することを目指している。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2024年1月5日)

https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbt/202401/t20240105_639347.shtml#1

★★★4. 広州知識産権法院が技術調査官制度シンポジウムを開催★★★

広州知識産権法院（知的財産裁判所）が主催し、暨南大学知的財産権学院の運営による第3回技術調査官制度シンポジウムが、広東省広州市で開催された。参加者たちは、技術調査制度の運用、活動体制、技術調査官の職務範囲、技術的事実の確認ルートなどについて踏み込んだ討論を行った。広州知識産権法院は、会場で技術調査の10大典型的な事例を発表した。

広州知識産権法院は「技術調査官＋技術顧問＋技術専門家」という多元的な技術的事実の究明体制の構築を推進している。2014年に発足した同法院は、過去9年間に審理した訴訟のうち、技術調査官が参与した訴訟は5018件に達している。

(出典：中国法院網 2024年1月3日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/01/id/7739717.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華南地域】

★★★1. 深セン税関、知的財産保護で大規模押収 = 「龍騰行動」による成果★★★

広東省深セン税関が最近明らかにしたところによると、2023年に実施された知的財産保護のための特別キャンペーン「龍騰行動」で、権利侵害の疑いがある1万ロット以上、2600万点以上の貨物が押収された。これらの貨物の総額は、1億1900万元を超えているという。

知的財産権の確認作業を迅速化するため、深セン税関は2023年4月に「クラウド権利確認」の作業モデルを全管轄地域で導入した。このシステムを通じて、リアルタイムコミュニケーションツールを用いて権利者と税関の間で権利確認のデータが即時に交換されるようになり、合法的な貨物の通関スピードが格段に向上した。

現在、ファーウェイ、シャオミ、アップル、OPPO、ULなど42社がこのシステムを積極的に利用しており、スマートフォンや電子部品、ネットワーク機器、アパレル、アクセサリ、家電製品など700件以上の知的財産権をカバーしている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年1月8日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202401/1983418.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国企業、太陽電池関連特許で世界一★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)が最近発表したデータによると、中国の太陽電池に関連する特許(特許、実用新案、意匠)の出願件数が12万6400件に達し、世界で最も多いことが明らかになった。この進展は、太陽光発電技術の飛躍的な発展を示しており、新エネルギー自動車業界にも大きな影響を与えている。

自動車業界では、太陽光発電パネルを車の屋根に取り付けることで、動力システムへの電力供給を図る企業も現れている。また、建築物に太陽光発電機能を組み込む取り組みも進行中であり、ガラスカーテンウォールに太陽光パネルを取り付けることで、建築物のエネルギー消費を大幅に低減することが可能になる。

さらに、中国では太陽光発電を利用した砂漠化防止や羊の飼育、魚の飼育など、多様な分野で特許技術が活用されている。これにより、太陽光発電の可能性は、従来の産業だけに留まらず、環境保護や農業分野にも広がりを見せている。

中国のこれらの特許技術により、太陽光発電の市場は大きく拡大し、世界の太陽光発電産業に新たな発展の機会を提供している。

(出典：中国保護知識産権網 2024年1月8日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zt/202401/1983425.html>

★★★2. 中国、5G 産業チェーンの特許ポートフォリオに関する報告書を発表★★★

中国知識産権研究会はこのほど、2017 年から 2022 年にかけての 5G 産業チェーンの特許ポートフォリオに関する総合的な指数報告書を発表した。この報告書は、世界の主要国とイノベーション主体が 5G 分野での特許ポートフォリオを指数を用いて評価したものである。

報告書によると、製造業者の分野では、中国のメーカーが 5G 産業チェーンにおいて全体的に優位に立っている。多くの中国メーカーのランキングは安定的に上昇傾向にあり、特に華為 (Huawei) と中興 (ZTE) の 2 社が上位 3 位にランクインしている。また、小米 (Xiaomi)、VIVO、聯想 (Lenovo) もトップ 10 に入っていることが注目される。

チップメーカーの分野では、米国のクアルコムが全面的にリードしている一方で、展訊通信 (Spreadtrum Communications)、メディアテック (MediaTek) など中国のチップメーカーが急速に追い上げを見せている。運業者の分野では、中国移動 (China Mobile) と NTT ドコモが一貫してトップグループに位置し、その優位性が明らかである。

この報告書は、産業チェーンの視点から 5G 特許ポートフォリオを評価する国内初の試みとなる。指数の構成にあたっては、全面的かつ客観的な原則に基づき、産業チェーン運行の制御可能や安全性を含む多角的な要素を考慮しており、3 つの一次指標、6 つの二次指標、11 の三次指標が設定されている。

(出典：中国知識産権研究会公式サイト 2024 年 1 月 4 日)

<http://www.cnips.org.cn/a18636.html>

○ 統計関連

★★★1. 北京、草木の植物新品種が全国最多 600 件を超える★★★

北京市が抱える草木植物の新品種が全国で最多であることが明らかになった。市内の草木植物新品種と遺伝子組み換え植物に関する最近の調査研究が完了し、市内の草木植物新品種の研究開発状況が初めて公開された。

2022 年末の時点で、北京市では 607 種の草木が国家により植物新品種として登録されており、これは全国の 18.12% を占める。これらは主に観賞植物、林木、果樹などの新品種であり、特にシャクヤク属、ヤナギ属、バラ属の植物が多く含まれている。また、これらの中には 5 つの遺伝子組み換え植物も含まれている。

これらの新品種の育成者の多くは研究機関や大学であり、多数の新品種は優良品種証明書を取得している。これらの新品種は、公共の庭園や緑地で大量に使用されており、市内の緑化と美化に大きく貢献している。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 1 月 9 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zwxpz/202401/1983462.html>

★★★2. 中国の特許登録、2023 年に 15.4% 増の 92 万 1000 件★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) の最近の発表によると、2023 年、中国で権利が付与された特許は 92

万 1000 件に達し、前年同期比で 15.4%の増加を記録した。同様に、権利が付与された実用新案は 209 万件、意匠は 63.8 万件となっている。また、商標登録数は 438 万 3000 件、集積回路配置図設計の登録数は 1 万 1300 件、地理的表示（GI）専用標識の使用が許可された経営主体は 5842 社に達した。

さらに、2023 年に中国は国際特許出願においても活発な動きを見せた。PCT（特許協力条約）を通じての国際特許出願は 7 万 3812 件、意匠の国際登録に関するハーグ協定を通じての国際出願は 1166 件（1 月から 11 月まで）、マドリッド商標国際登録出願は 6196 件に上った。

知的財産権の運用面では、2023 年、全国の専利商標担保融資額は 8539 億 9000 万元に達し、前年同期比で 75.4%の増加を示した。この制度を利用して資金調達を行った企業は 3 万 7000 社に及ぶ。また、特許開放許諾は 1 万 7000 件を達成した。さらに、2023 年 1 月から 11 月の間に、中国の知的財産権使用料の輸出入総額は 3345 億元に達した。

(出典：中国法院網 2024 年 1 月 8 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/01/id/7749404.shtml>

★★★3. 中国、特許の平均審査期間は 16 カ月に短縮★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長は、2024 年全国知識産権局局長会議で、中国における知的財産権審査の質と効率が向上していることを紹介した。2023 年の特許登録件数は前年比 15.4% 増の 92 万 1000 件に達し、実用新案登録は 209 万件、意匠登録は 63 万 8000 件となった。また、商標登録件数は 438 万 3000 件、集積回路配置図設計の登録件数は 1 万 1300 件である。

申氏は、「多種の審査モデルを総合的に運用し、多様なニーズに応えている」と強調した。特許の平均審査期間は 16 カ月に短縮され、結審件数が初めて審査請求数を上回る成果を達成した。商標登録の平均審査期間は 4 ヶ月で安定している。

特に注目すべきは、知的財産権審査の質の向上である。2023 年の特許審査の正確率は 94.2%に達し、特許審査満足度指数は 86.3 を記録し、14 年連続で満足区間を維持している。商標審査、商標異議申し立て、審査抜き取り検査の合格率はいずれも 97%以上を実現している。

(出典：中国政府網 2024 年 1 月 4 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202401/content_6924316.htm

○ その他知財関連

★★★1. 中国知識産権研究会、標準必須特許の認定方法と知的財産侵害損害賠償評価方法の団体標準を発表★★★

12 月 28 日、中国知識産権研究会は「標準必須特許（SEP）認定方法」と「知的財産侵害損害賠償評価方法」の 2 つの団体標準を正式に発表した。これらの標準は、関連団体が標準必須特許を規範的に認定し、知的財産侵害に関する損害賠償を科学的に評価するための指導と参考を提供することを目的としている。

標準必須特許の数、ライセンス料金、および訴訟数の急増に伴い、各方面から科学的な規範に基づく標準必須特許の認定に対する要望が高まっていた。これに応え、中国知識産権研究会と中国標準化

協会は共同で「標準必須特許認定方法」の団体標準を制定し、発表した。この標準は、標準必須特許の認定に関する原則、手順、プロセス、および認定レポートの要求などを明確にし、標準必須特許の認定に関する管理、実施、評価作業に対する指針を提供するものである。中国情報通信研究院、中国移动（チャイナ・モバイル）、騰訊（テンセント）、百度（バイドゥ）、字節跳動（バイトダンス）など 50 余りの研究機関と企業が制定に参加した。

また、「知的財産侵害損害賠償評価方法」の団体標準は、知的財産侵害の損害評価方法を規範化し、精細化された損害賠償額の計算基準を明確にした。上海西門子（シーメンス）医療器械有限公司、快手科技（Kuaishou Technology）など 10 数社の企業が標準の策定に参加している。これらの団体標準の発表は、知的財産権保護と管理の分野において重要な進展となる。

(出典：中国知識産権研究会公式サイト 2024 年 1 月 6 日)

<http://www.cnips.org.cn/a18639.html>

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved